

# 重要事項説明書

(指定居宅療養管理指導)  
(指定介護予防居宅療養管理指導)

居宅サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

|         |                |
|---------|----------------|
| 事業者の名称  | 医療法人登別すずらん病院   |
| 事業者の所在地 | 登別市青葉町 34 番地 9 |
| 代表者名    | 理事長 志田 勇人      |
| 電話番号    | 0143-85-1000   |

## 2. 事業の目的及び運営の方針

登別すずらん病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 3. 事業実施地域

登別市

## 4. 営業日及び営業時間

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 営業日  | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。 |
| 営業時間 | 9時から17時                             |

## 5. 事業所の職員体制管理者

| 職種  | 職務内容   | 人員数  |
|-----|--|------|
| 管理者 | 管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。                           | 常勤1名 |
| 医師  | 従業者は、居宅等を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。 | 1名以上 |

## 6. 提供するサービスの内容

|          |  |
|----------|--|
| 居宅療養管理指導 | 要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院困難な利用者に対して、その居宅等を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。 |
|----------|--|

## 7. サービス利用料金

### ①在宅時医学総合管理料または施設入居時等医学総合管理料を算定しない場合

| 介護保険負担割合      | 1割負担 | 2割負担   | 算定単位  |
|---------------|------|--------|-------|
| 単一建物居住者が1人    | 515円 | 1,030円 | 1回につき |
| 単一建物居住者が2～9人  | 487円 | 974円   | 1回につき |
| 単一建物居住者が10人以上 | 446円 | 892円   | 1回につき |

### ②在宅時医学総合管理料または施設入居時等医学総合管理料を算定する場合

| 介護保険負担割合      | 1割負担 | 2割負担 | 算定単位  |
|---------------|------|------|-------|
| 単一建物居住者以外     | 299円 | 598円 | 1回につき |
| 単一建物居住者が2～9人  | 287円 | 574円 | 1回につき |
| 単一建物居住者が10人以上 | 260円 | 520円 | 1回につき |

## 8. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

## 9. 当事業所の相談窓口（相談・苦情など）

電話番号：0143-85-1000（病院代表）

担当者：登別すずらん病院 地域連携室

受付時間：9時～17時

※ ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

## 10. 秘密の保持

- ①事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 11. 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

◆居宅療養管理指導の提供開始に当たり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業所名 医療法人登別すずらん病院

所在地 登別市青葉町 34 番地 9

代表者 理事長 志田 勇人

担当者 紙本 雅也

◆私は、事業者から居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日

利用者

家族氏名（代表者）